

令和 年 月 日

大河原町議会議長

殿

大河原町議会議員

遅 参 届

月 日の { 定例会・臨時会
 全員協議会 } を、午前・午後 時 分

まで遅参しますので、大河原町議会先例集9-1の規定により届出します。

理 由

電話による届出

月 日 () 時 分 受信者

- (注) 1. 議員が会議に遅参しようとするときは、電話等により議長に届け出る。
(大河原町議会先例集9-1)
2. 理由は、具体的な内容を記載すること。
(平成24年12月4日議運決定・12月5日全協承認)

令和 年 月 日

大河原町議会 {
・議会運営委員会
・総務産業常任委員会
・文教厚生常任委員会
・議会広報常任委員会
・議会広聴常任委員会
・予算審査特別委員会
・決算審査特別委員会
} 委員長 殿

大河原町議会議員 _____

遅 参 届

月 日の {
・議会運営委員会 ・総務産業常任委員会 ・文教厚生常任委員会
・議会広報常任委員会 ・議会広聴常任委員会
・予算審査特別委員会 ・決算審査特別委員会
} を

午前 ・ 午後 時 分まで遅参しますので、大河原町議会先例集
9-1の規定により届出します。

理 由

電話による届出

月 日 () 時 分 受信者

- (注) 1. 議員が会議に遅参しようとするときは、電話等により議長に届け出る。
(大河原町議会先例集 9-1)
2. 理由は、具体的な内容を記載すること。
(平成 24 年 12 月 4 日議運決定・12 月 5 日全協承認)